

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月20日

【四半期会計期間】 第95期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社富山銀行

【英訳名】 The Bank of Toyama, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 中 沖 雄

【本店の所在の場所】 富山県高岡市下関町3番1号

【電話番号】 (0766)21 - 3535(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長 森 永 利 宏

【最寄りの連絡場所】 富山県高岡市下関町3番1号

【電話番号】 (0766)21 - 3535(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長 森 永 利 宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間	2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2018年度	2019年度
		(自2018年 4月1日 至2018年 9月30日)	(自2019年 4月1日 至2019年 9月30日)	(自2020年 4月1日 至2020年 9月30日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	4,930	5,410	4,758	9,088	11,921
連結経常利益	百万円	1,401	1,516	623	1,995	1,073
親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	1,031	1,160	449		
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円				1,414	725
連結中間包括利益	百万円	1,447	1,540	1,406		
連結包括利益	百万円				465	4,763
連結純資産額	百万円	37,920	37,280	32,117	35,871	30,840
連結総資産額	百万円	515,975	518,967	548,790	511,850	506,548
1株当たり純資産額	円	6,842.46	6,717.38	5,761.48	6,464.05	5,533.90
1株当たり中間純利益	円	189.83	213.61	82.79		
1株当たり当期純利益	円				260.36	133.50
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
自己資本比率	%	7.2	7.0	5.7	6.8	5.9
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,834	2,551	23,713	8,514	11,156
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,397	7,468	9,218	7,215	16,654
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	137	137	137	274	274
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	50,389	49,603	59,302	39,721	44,944
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	329 [100]	320 [92]	318 [80]	317 [99]	310 [90]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 潜在株式調整後1株当たり(中間)当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 自己資本比率は、( (中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第93期中	第94期中	第95期中	第93期	第94期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	4,096	4,553	3,954	7,421	10,235
経常利益	百万円	1,361	1,464	570	1,932	1,036
中間純利益	百万円	1,012	1,132	423		
当期純利益	百万円				1,381	710
資本金	百万円	6,730	6,730	6,730	6,730	6,730
発行済株式総数	千株	5,444	5,444	5,444	5,444	5,444
純資産額	百万円	36,205	35,517	30,373	34,148	29,150
総資産額	百万円	512,428	514,898	544,708	508,106	502,957
預金残高	百万円	454,746	456,964	484,722	453,687	454,563
貸出金残高	百万円	306,454	322,388	349,636	318,692	332,616
有価証券残高	百万円	141,946	129,067	119,817	135,587	108,775
1株当たり配当額	円	25.00	25.00	25.00	50.00	50.00
自己資本比率	%	7.0	6.8	5.5	6.7	5.7
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	326 [93]	315 [85]	316 [74]	314 [91]	307 [83]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間の国内経済は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から経済活動が抑制され、生産や輸出は大きく下振れし、個人消費も外出自粛や雇用所得環境の悪化を背景に大幅な減少となり、厳しい状況となりました。緊急事態宣言解除後は経済活動が徐々に再開し、輸出や生産に一部持ち直しの動きがみられたもののレベルは依然として低いほか、個人消費も感染症再拡大の影響から回復ペースは緩やかであり、国内経済は、前年を下回る水準で推移しました。

富山県経済も、緊急事態宣言解除後に一部では持ち直しの動きがみられたものの、感染症の影響により厳しい状況が続きました。製造業では、医薬品を中心とする化学の生産は増加し、一般機械、アルミニウム、プラスチックは横ばい、鉄鋼、繊維は低調に推移しました。非製造業では、情報サービス、小売業ともに低調に推移しました。

金融面では、日本銀行による金融緩和政策が維持され、期中を通して、短期金利は0%を下回る水準で推移し、長期金利は0%近辺で推移しました。

このような経済金融環境のもと、当行グループは、親会社である富山銀行を中心として経営の効率化と業績の向上に鋭意努力いたしましたところ、次のような業績を収めることができました。

主要勘定では、預金は引続き地域に密着した営業基盤の拡充に努めた結果、個人預金及び法人預金が増加したことから前連結会計年度末比30,157百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は484,084百万円となりました。貸出金は、地域への資金供給に積極的にお応えした結果、前連結会計年度末比17,592百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は349,338百万円となりました。有価証券は、金利リスクに配慮するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、前連結会計年度末比11,043百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は119,866百万円となりました。

損益状況については、経常収益は、資金運用収益が減少したこと等から、前年同期比652百万円減少して4,758百万円となりました。一方、経常費用は、有価証券売却損が増加したこと等から、前年同期比240百万円増加して4,135百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比893百万円減少して623百万円となり、これに特別損益、法人税等を加減した親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比710百万円減少して449百万円となりました。

セグメントの業績（含セグメント間内部取引）については、グループ全体として経営全般の効率化と業績の向上に努めた結果、「銀行業」の経常収益は前年同期比599百万円減少して3,954百万円、セグメント利益（経常利益）は前年同期比893百万円減少して570百万円となりました。「リース業」の経常収益は前年同期比17百万円減少して834百万円、セグメント利益は前年同期比18百万円増加して38百万円となりました。報告セグメント以外の「その他」の経常収益は前年同期比16百万円減少して25百万円、セグメント利益は前年同期比16百万円減少して18百万円となりました。

なお、設備投資等は原則として自己資金により対応する予定であります。

## 国内・国際業務部門別収支

(経営成績説明)

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、前年同期比441百万円減少して2,601百万円となりました。役務取引等収支は、前年同期比24百万円減少して444百万円となりました。その他業務収支は、前年同期比354百万円減少して296百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	3,012	33	2	3,043
	当第2四半期連結累計期間	2,572	31	2	2,601
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	3,049	35	6	0 3,078
	当第2四半期連結累計期間	2,605	33	6	0 2,632
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	37	1	3	0 35
	当第2四半期連結累計期間	33	1	3	0 30
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	467	1		469
	当第2四半期連結累計期間	443	1		444
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	688	2	6	685
	当第2四半期連結累計期間	647	2	5	643
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	220	1	6	215
	当第2四半期連結累計期間	204	0	5	199
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	64	5	12	57
	当第2四半期連結累計期間	286	4	14	296
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	848	5	17	835
	当第2四半期連結累計期間	969	4	20	953
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	783		4	778
	当第2四半期連結累計期間	1,255		6	1,249

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内子会社の円建取引であります。

「国際業務部門」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3 相殺消去額は、当行及び子会社相互間においての取引を相殺消去額として記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績説明)

役務取引等収益は、前年同期比41百万円減少して643百万円、役務取引等費用は、前年同期比16百万円減少して199百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	688	2	6	685
	当第2四半期連結累計期間	647	2	5	643
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	144		0	143
	当第2四半期連結累計期間	154		0	153
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	119	2	0	122
	当第2四半期連結累計期間	114	2	0	116
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	73			73
	当第2四半期連結累計期間	79			79
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	13			13
	当第2四半期連結累計期間	13			13
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	3			3
	当第2四半期連結累計期間	3			3
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	25	0	5	20
	当第2四半期連結累計期間	24	0	5	19
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	220	1	6	215
	当第2四半期連結累計期間	204	0	5	199
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	20	1	0	21
	当第2四半期連結累計期間	19	0	0	20

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内子会社の円建取引であります。

「国際業務部門」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。

2 相殺消去額は、当行及び子会社相互間における取引を相殺消去額として記載しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	456,218	746	406	456,558
	当第2四半期連結会計期間	483,952	769	638	484,084
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	201,948		76	201,871
	当第2四半期連結会計期間	240,166		108	240,058
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	252,429		330	252,099
	当第2四半期連結会計期間	242,946		530	242,416
うちその他	前第2四半期連結会計期間	1,840	746		2,586
	当第2四半期連結会計期間	839	769		1,609
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
総合計	前第2四半期連結会計期間	456,218	746	406	456,558
	当第2四半期連結会計期間	483,952	769	638	484,084

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内子会社の円建取引であります。  
「国際業務部門」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。
- 2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
- 4 相殺消去額は、当行及び子会社相互間における取引を相殺消去額として記載しております。

## 国内・海外別貸出金残高の状況

## 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	321,730	100.00	349,338	100.00
製造業	51,983	16.16	60,480	17.31
農業、林業	3,051	0.95	2,799	0.80
漁業				
鉱業、採石業、砂利採取業	36	0.01	17	0.01
建設業	19,806	6.15	26,198	7.50
電気・ガス・熱供給・水道業	5,946	1.85	6,144	1.76
情報通信業	6,464	2.01	5,854	1.68
運輸業、郵便業	10,433	3.24	11,815	3.38
卸売業、小売業	25,117	7.81	24,985	7.15
金融業、保険業	15,119	4.70	17,967	5.14
不動産業、物品賃貸業	49,986	15.54	58,596	16.77
各種サービス業	43,285	13.45	48,429	13.86
地方公共団体	39,382	12.24	37,568	10.76
その他	51,116	15.89	48,480	13.88
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	321,730		349,338	

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

「海外及び特別国際金融取引勘定分」については当行は該当ありません。

2 国内には国内・国際業務部門の貸出金残高を含んでおります。

## (2) キャッシュ・フローの状況

## 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が増加したことを主因に前期比21,162百万円増加して、23,713百万円となりました。

## 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が増加したことを主因に前期比16,687百万円減少して、9,218百万円となりました。

## 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前期比0百万円増加して、137百万円となりました。これは主として配当金の支払いによるものであります。

## 現金及び現金同等物の増減状況

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前期比9,698百万円増加して、59,302百万円となりました。



(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年(2006年)金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.76
2. 連結における自己資本の額	262
3. リスク・アセットの額	2,998
4. 連結総所要自己資本額	119

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	8.46
2. 単体における自己資本の額	249
3. リスク・アセットの額	2,952
4. 単体総所要自己資本額	118

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年(1998年)法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年(1948年)法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,638	4,084
危険債権	3,450	3,025
要管理債権	1,416	1,647
正常債権	318,111	345,837

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,444,400	5,444,400	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	5,444,400	5,444,400		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年9月30日		5,444		6,730		5,690

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1丁目2番26号	233	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	208	3.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	189	3.47
株式会社ホクタテ	富山県富山市中野新町1丁目2番10号	178	3.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	166	3.06
トナミホールディングス株式会社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号	161	2.96
三協立山株式会社	富山県高岡市早川70番地	140	2.57
富山銀行従業員持株会	富山県高岡市下関町3番1号	104	1.92
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	100	1.83
日本海ガス絆ホールディングス株式会社	富山県富山市城北町2番36号	95	1.75
計		1,576	29.00

(注) 2020年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2020年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(千株)	株券等保有割 合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1丁目1番1号	228	4.20
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	44	0.82

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,418,300	54,183	
単元未満株式	普通株式 17,900		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,444,400		
総株主の議決権		54,183	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3百株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社富山銀行	高岡市下関町3番1号	8,200		8,200	0.15
計		8,200		8,200	0.15

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年(1999年)大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年(1982年)大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年(1977年)大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年(1982年)大蔵省令第10号)に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## 1 【中間連結財務諸表】

## (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	47,671	62,041
有価証券	6, 10 108,823	6, 10 119,866
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 331,745	1, 2, 3, 4, 5, 7 349,338
外国為替	428	622
リース債権及びリース投資資産	3,369	3,457
その他資産	6 6,287	6 5,593
有形固定資産	8, 9 9,208	8, 9 9,051
無形固定資産	351	324
退職給付に係る資産	426	429
繰延税金資産	24	24
支払承諾見返	1,210	1,136
貸倒引当金	2,999	3,095
資産の部合計	506,548	548,790
<b>負債の部</b>		
預金	6 453,926	6 484,084
コールマネー及び売渡手形	6 13,500	6 13,500
借入金	6 1,902	6 12,475
外国為替	0	0
その他負債	3,205	3,081
賞与引当金	97	93
退職給付に係る負債	445	441
役員退職慰労引当金	2	1
睡眠預金払戻損失引当金	31	21
偶発損失引当金	99	84
繰延税金負債	782	1,254
再評価に係る繰延税金負債	8 503	8 499
支払承諾	1,210	1,136
負債の部合計	475,707	516,673
<b>純資産の部</b>		
資本金	6,730	6,730
資本剰余金	6,244	6,244
利益剰余金	12,490	12,810
自己株式	38	28
株主資本合計	25,427	25,758
その他有価証券評価差額金	3,598	4,526
土地再評価差額金	8 1,066	8 1,056
退職給付に係る調整累計額	26	21
その他の包括利益累計額合計	4,638	5,561
非支配株主持分	775	796
純資産の部合計	30,840	32,117
負債及び純資産の部合計	506,548	548,790

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)
経常収益	5,410	4,758
資金運用収益	3,078	2,632
(うち貸出金利息)	1,593	1,616
(うち有価証券利息配当金)	1,467	998
役務取引等収益	685	643
その他業務収益	835	953
その他経常収益	<sup>1</sup> 811	<sup>1</sup> 529
経常費用	3,894	4,135
資金調達費用	35	30
(うち預金利息)	30	26
役務取引等費用	215	199
その他業務費用	778	1,249
営業経費	<sup>2</sup> 2,460	<sup>2</sup> 2,514
その他経常費用	<sup>3</sup> 405	<sup>3</sup> 141
経常利益	1,516	623
特別利益		4
固定資産処分益		4
特別損失	1	0
固定資産処分損	1	0
税金等調整前中間純利益	1,515	627
法人税、住民税及び事業税	362	196
法人税等調整額	28	41
法人税等合計	333	155
中間純利益	1,181	472
非支配株主に帰属する中間純利益	21	22
親会社株主に帰属する中間純利益	1,160	449



【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
中間純利益	1,181	472
その他の包括利益	358	934
其他有価証券評価差額金	363	929
退職給付に係る調整額	5	4
中間包括利益	1,540	1,406
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,519	1,383
非支配株主に係る中間包括利益	20	23

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,730	6,244	11,994	47	24,923
当中間期変動額					
剰余金の配当			135		135
親会社株主に帰属する中間純利益			1,160		1,160
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への振替		2	2		
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		2		9	6
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計		0	1,022	8	1,030
当中間期末残高	6,730	6,244	13,017	38	25,954

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	9,042	1,110	29	10,183	764	35,871
当中間期変動額						
剰余金の配当						135
親会社株主に帰属する中間純利益						1,160
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への振替						
自己株式の取得						0
自己株式の処分						6
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	364		5	359	19	378
当中間期変動額合計	364		5	359	19	1,409
当中間期末残高	9,407	1,110	24	10,542	784	37,280

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,730	6,244	12,490	38	25,427
当中間期変動額					
剰余金の配当			135		135
親会社株主に帰属する中間純利益			449		449
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への振替		3	3		
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		3		10	6
土地再評価差額金の取崩			9		9
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			320	10	330
当中間期末残高	6,730	6,244	12,810	28	25,758

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	3,598	1,066	26	4,638	775	30,840
当中間期変動額						
剰余金の配当						135
親会社株主に帰属する中間純利益						449
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への振替						
自己株式の取得						0
自己株式の処分						6
土地再評価差額金の取崩						9
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	928	9	4	923	21	945
当中間期変動額合計	928	9	4	923	21	1,276
当中間期末残高	4,526	1,056	21	5,561	796	32,117

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	1,515	627
減価償却費	148	250
貸倒引当金の増減( )	76	95
賞与引当金の増減額( は減少)	4	4
退職給付に係る資産の増減額( は増加)	11	3
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	24	3
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	7	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	2	10
偶発損失引当金の増減額( は減少)	10	14
資金運用収益	3,078	2,632
資金調達費用	35	30
有価証券関係損益( )	343	43
為替差損益( は益)	5	3
固定資産処分損益( は益)	1	3
貸出金の純増( )減	3,828	17,592
預金の純増減( )	3,386	30,157
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	144	10,572
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	188	11
外国為替(資産)の純増( )減	143	194
外国為替(負債)の純増減( )		0
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	182	87
資金運用による収入	2,882	2,363
資金調達による支出	33	36
その他	2,344	115
小計	2,841	23,583
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	289	130
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,551	23,713
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	4,886	20,561
有価証券の売却による収入	4,359	5,230
有価証券の償還による収入	8,226	6,175
有形固定資産の取得による支出	147	54
無形固定資産の取得による支出	83	33
有形固定資産の売却による収入		24
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,468	9,218
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	135	135
非支配株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	137	137
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	9,882	14,357
現金及び現金同等物の期首残高	39,721	44,944
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 49,603	1 59,302

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

会社名

富山リース株式会社

富山保証サービス株式会社

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

4 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成19年(2007年)4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年(2016年)4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 18年~50年

その他 3年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

## リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,529百万円(前連結会計年度末は1,551百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

### (7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

### (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

### (9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付きの融資に係る将来の負担に備えるため、支払見込額を計上しております。

### (10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理(又は損益処理)

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定率法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理(又は損益処理)

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12)リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13)重要なヘッジ会計の方法

金利リスクヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。平成14年（2002年）2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(14)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15)消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

連結子会社の消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の影響拡大に関する会計上の見積り）

前連結会計年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載した新型コロナウイルス感染症の影響拡大に関する仮定について重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

## 1 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	804百万円	821百万円
延滞債権額	6,411百万円	6,417百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年(1965年)政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 2 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	67百万円	397百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 3 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,074百万円	1,249百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	8,357百万円	8,886百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## 5 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	4,011百万円	2,705百万円



6 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	22,241百万円	27,419百万円
担保資産に対応する債務		
預金	294百万円	385百万円
コールマネー及び売渡手形	13,500百万円	13,500百万円
借入金	百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	7,434百万円	7,849百万円
その他資産（現金）	4,000百万円	4,000百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
保証金	24百万円	23百万円

7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	137,397百万円	141,707百万円
うち原契約期間が1年以内のもの の（又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの）	134,050百万円	137,160百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも  
 当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、  
 金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融  
 資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に  
 応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況  
 等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 8 土地の再評価に関する法律(平成10年(1998年)3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年(1998年)3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年(1998年)3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1,984百万円	1,986百万円

- 9 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	5,847百万円	5,951百万円

- 10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3,023百万円	3,646百万円

(中間連結損益計算書関係)

- 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	688百万円	422百万円
貸倒引当金戻入益	17百万円	百万円
償却債権取立益	26百万円	25百万円

- 2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料・手当	969百万円	930百万円
退職給付費用	36百万円	47百万円

- 3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	百万円	95百万円
株式等売却損	348百万円	百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,444			5,444	
合計	5,444			5,444	
自己株式					
普通株式	13	0	2	11	(注)
合計	13	0	2	11	

(注) 増加は単元未満株式の買取、減少は譲渡制限付株式報酬の処分によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	135	25.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	135	利益剰余金	25.00	2019年9月30日	2019年12月10日

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,444			5,444	
合計	5,444			5,444	
自己株式					
普通株式	11	0	3	8	(注)
合計	11	0	3	8	

(注) 増加は単元未満株式の買取、減少は譲渡制限付株式報酬の処分によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	135	25.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月10日 取締役会	普通株式	135	利益剰余金	25.00	2020年9月30日	2020年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)
現金預け金勘定	52,213百万円	62,041百万円
普通預け金	905百万円	964百万円
定期預け金	1,131百万円	923百万円
その他預け金	572百万円	850百万円
現金及び現金同等物	49,603百万円	59,302百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1)借手側

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(2)貸手側

リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年 3月 31日)	当中間連結会計期間 (2020年 9月 30日)
リース料債権部分	3,474	3,559
見積残存価額部分	14	13
受取利息相当額	222	231
合計	3,266	3,341

リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間末日後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年 3月 31日)	当中間連結会計期間 (2020年 9月 30日)
1年以内	1,070	1,071
1年超 2年以内	862	866
2年超 3年以内	643	663
3年超 4年以内	462	476
4年超 5年以内	255	255
5年超	180	225
合計	3,474	3,559

2. 転リース取引

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で(中間)連結貸借対照表に計上している額

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	47,671	47,671	
(2) 有価証券	107,465		
満期保有目的の債券	158	158	0
その他有価証券	107,307	107,307	
(3) 貸出金	331,745		
貸倒引当金（*1）	2,908		
	328,837	329,525	687
資産計	483,974	484,662	687
(1) 預金	453,926	453,950	23
(2) コールマネー及び売渡手形	13,500	13,500	
負債計	467,426	467,450	23
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	
デリバティブ取引計	0	0	

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	62,041	62,041	
(2) 有価証券	118,512		
満期保有目的の債券	137	137	0
その他有価証券	118,374	118,374	
(3) 貸出金	349,338		
貸倒引当金( * 1 )	3,018		
	346,320	346,611	291
資産計	526,873	527,164	291
(1) 預金	484,084	484,118	34
(2) コールマネー及び売渡手形	13,500	13,500	
負債計	497,584	497,618	34
デリバティブ取引( * 2 )			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	
デリバティブ取引計	0	0	

( \* 1 ) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

( \* 2 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、取引金融機関から提示された価格又は約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、同様の引受けを行う場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

## (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

## (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形は約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式(*1)、(*3)	1,180	1,186
投資事業有限責任組合出資金(*2)、(*3)	176	168
合 計	1,357	1,354

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 投資事業有限責任組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

(\*3) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債			
	地方債			
	社債	68	68	0
	その他			
	小計	68	68	0
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	社債	90	90	0
	その他			
	小計	90	90	0
合計		158	158	0

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債			
	地方債			
	社債	31	31	0
	その他			
	小計	31	31	0
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	社債	106	105	0
	その他			
	小計	106	105	0
合計		137	137	0



2 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,525	4,091	4,434
	債券	62,649	60,645	2,004
	国債	39,073	37,805	1,268
	地方債	6,672	6,614	58
	社債	16,903	16,225	678
	その他	10,267	9,295	972
	小計	81,443	74,032	7,411
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,987	4,977	990
	債券	8,084	8,132	47
	国債			
	地方債	1,795	1,800	4
	社債	6,288	6,332	43
	その他	13,791	15,018	1,226
	小計	25,863	28,127	2,264
合計		107,307	102,160	5,146

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,274	3,861	5,413
	債券	67,239	65,501	1,737
	国債	34,412	33,392	1,019
	地方債	9,025	8,978	47
	社債	23,801	23,130	670
	その他	15,798	14,724	1,074
	小計	92,312	84,087	8,225
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,894	4,834	940
	債券	11,944	12,002	58
	国債	2,003	2,023	20
	地方債	1,398	1,400	1
	社債	8,542	8,578	36
	その他	10,223	10,868	644
	小計	26,062	27,705	1,643
合計		118,374	111,792	6,582

### 3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計度における減損処理額は、49百万円（うち、株式49百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、19百万円（うち、株式19百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおり定めており、該当した有価証券については、原則として減損処理することとしております。

- ・時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。
- ・時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに、

要注意先については、取得原価に比べて30%以上下落している場合。

正常先については、取得原価に比べて50%以上下落している場合。

- ・破綻懸念先、実質破綻先、破綻先については、時価が取得原価に比べて下落している場合。

なお、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

#### (金銭の信託関係)

前連結会計年度(2020年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)とも該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	5,147
その他有価証券	5,147
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	1,555
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,591
( )非支配株主持分相当額	6
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,598

(注) 評価差額には投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額(益)0百万円を含めております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	6,584
その他有価証券	6,584
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	2,063
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,521
( )非支配株主持分相当額	5
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	4,526

(注) 評価差額には投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額(益)2百万円を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）、当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）ともに該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	139		0	0
	買建	4		0	0
	通貨オプション				
	その他				
売建					
買建					
合計				0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	86		0	0
	買建	5		0	0
	通貨オプション				
	売建				
買建					
その他					
売建					
買建					
合計				0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）、当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）、当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）ともに該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）、当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）ともに該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）、当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）ともに該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）、当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）ともに該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは銀行業務を基礎とした金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、国内為替業務、外国為替業務、証券投資信託・保険商品窓口販売業務等を行っております。「リース業」はリース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の経常収益は一般取引と同様の条件で行っております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	4,545	833	5,379	36	5,415	4	5,410
セグメント間の内部 経常収益	8	18	26	5	31	31	
計	4,553	851	5,405	41	5,447	36	5,410
セグメント利益	1,464	20	1,484	34	1,519	2	1,516
セグメント資産	514,898	4,643	519,542	639	520,181	1,214	518,967
セグメント負債	479,380	3,315	482,696	202	482,899	1,211	481,687
その他の項目							
減価償却費	147	1	148	0	148		148
資金運用収益	3,082	2	3,085	0	3,085	6	3,078
資金調達費用	28	10	38		38	3	35
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	225	4	230		230		230

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、保証業務であります。

3 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額 4百万円は「銀行業」及び「リース業」の貸倒引当金繰入額であります。

(2) セグメント利益の調整額 2百万円には、セグメント間取引消去 2百万円が含まれております。

(3) セグメント資産の調整額 1,214百万円には、セグメント間取引消去 1,214百万円が含まれております。

(4) セグメント負債の調整額 1,211百万円には、セグメント間取引消去 1,211百万円が含まれております

(5) 資金運用収益の調整額 6百万円には、セグメント間取引消去 6百万円が含まれております。

(6) 資金調達費用の調整額 3百万円には、セグメント間取引消去 3百万円が含まれております。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。



当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	3,946	813	4,759	19	4,779	20	4,758
セグメント間の内部 経常収益	8	21	29	5	34	34	
計	3,954	834	4,788	25	4,813	55	4,758
セグメント利益	570	38	609	18	627	4	623
セグメント資産	544,708	4,610	549,319	626	549,945	1,154	548,790
セグメント負債	514,334	3,248	517,582	195	517,778	1,104	516,673
その他の項目							
減価償却費	242	6	248	0	249	1	250
資金運用収益	2,635	2	2,638	0	2,638	6	2,632
資金調達費用	23	10	33		33	3	30
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	86	1	87		87		87

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、保証業務であります。

3 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額 20百万円は「リース業」及び「その他」の貸倒引当金繰入額であります。

(2) セグメント利益の調整額 4百万円には、セグメント間取引消去 4百万円が含まれております。

(3) セグメント資産の調整額 1,154百万円には、セグメント間取引消去 1,154百万円が含まれております。

(4) セグメント負債の調整額 1,104百万円には、セグメント間取引消去 1,104百万円が含まれております。

(5) 減価償却費の調整額 1百万円は、セグメント間でのリース契約に係る調整額であります。

(6) 資金運用収益の調整額 6百万円には、セグメント間取引消去 6百万円が含まれております。

(7) 資金調達費用の調整額 3百万円には、セグメント間取引消去 3百万円が含まれております。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	1,593	2,160	830	685	141	5,410

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	1,616	1,576	794	643	127	4,758

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	5,533円90銭	5,761円48銭

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり中間純利益	円	213.61	82.79
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,160	449
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,160	449
普通株式の期中平均株式数	千株	5,431	5,434

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 3 【中間財務諸表】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	47,565	62,028
有価証券	1, 7, 9 108,775	1, 7, 9 119,817
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 332,616	2, 3, 4, 5, 6, 8 349,636
外国為替	428	622
その他資産	5,198	4,610
その他の資産	7 5,198	7 4,610
有形固定資産	9,159	8,995
無形固定資産	304	282
前払年金費用	462	458
支払承諾見返	1,210	1,136
貸倒引当金	2,764	2,881
<b>資産の部合計</b>	<b>502,957</b>	<b>544,708</b>
<b>負債の部</b>		
預金	7 454,563	7 484,722
コールマネー	7 13,500	7 13,500
借入金	7	7 10,000
外国為替	0	0
その他負債	2,563	2,573
未払法人税等	53	150
リース債務	19	18
資産除去債務	91	76
その他の負債	2,399	2,329
賞与引当金	96	92
退職給付引当金	443	440
睡眠預金払戻損失引当金	31	21
偶発損失引当金	99	84
繰延税金負債	793	1,264
再評価に係る繰延税金負債	503	499
支払承諾	1,210	1,136
<b>負債の部合計</b>	<b>473,807</b>	<b>514,334</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	6,730	6,730
資本剰余金	5,690	5,690
資本準備金	5,690	5,690
利益剰余金	12,097	12,391
利益準備金	1,429	1,429
その他利益剰余金	10,668	10,962
別途積立金	9,500	10,000
繰越利益剰余金	1,168	962
自己株式	38	28
株主資本合計	24,479	24,783
その他有価証券評価差額金	3,605	4,533
土地再評価差額金	1,066	1,056
評価・換算差額等合計	4,671	5,589
<b>純資産の部合計</b>	<b>29,150</b>	<b>30,373</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>502,957</b>	<b>544,708</b>

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
経常収益	4,553	3,954
資金運用収益	3,082	2,635
(うち貸出金利息)	1,597	1,620
(うち有価証券利息配当金)	1,467	999
役務取引等収益	670	630
その他業務収益	5	158
その他経常収益	<sup>1</sup> 795	<sup>1</sup> 529
経常費用	3,089	3,383
資金調達費用	28	23
(うち預金利息)	30	26
役務取引等費用	220	203
その他業務費用		509
営業経費	<sup>2</sup> 2,431	<sup>2</sup> 2,484
その他経常費用	<sup>3</sup> 409	<sup>3</sup> 161
経常利益	1,464	570
特別利益		4
特別損失	1	0
税引前中間純利益	1,463	575
法人税、住民税及び事業税	358	193
法人税等調整額	28	41
法人税等合計	330	151
中間純利益	1,132	423

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,730	5,690	0	5,690	1,429	8,500	1,687	11,616
当中間期変動額								
剰余金の配当							135	135
別途積立金の積立						1,000	1,000	
中間純利益							1,132	1,132
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への 振替			2	2			2	2
自己株式の取得								
自己株式の処分			2	2				
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計			0	0		1,000	5	994
当中間期末残高	6,730	5,690		5,690	1,429	9,500	1,682	12,611

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	47	23,990	9,047	1,110	10,158	34,148
当中間期変動額						
剰余金の配当		135				135
別途積立金の積立						
中間純利益		1,132				1,132
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への 振替						
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	9	6				6
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			365		365	365
当中間期変動額合計	8	1,003	365		365	1,368
当中間期末残高	38	24,993	9,413	1,110	10,524	35,517

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	6,730	5,690		5,690	1,429	9,500	1,168	12,097
当中間期変動額								
剰余金の配当							135	135
別途積立金の積立						500	500	
中間純利益							423	423
繰越利益剰余金から その他資本剰余金へ の振替			3	3			3	3
自己株式の取得								
自己株式の処分			3	3				
土地再評価差額金の 取崩							9	9
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計						500	205	294
当中間期末残高	6,730	5,690		5,690	1,429	10,000	962	12,391

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	38	24,479	3,605	1,066	4,671	29,150
当中間期変動額						
剰余金の配当		135				135
別途積立金の積立						
中間純利益		423				423
繰越利益剰余金から その他資本剰余金へ の振替						
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	10	6				6
土地再評価差額金の 取崩		9				9
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			927	9	918	918
当中間期変動額合計	10	304	927	9	918	1,222
当中間期末残高	28	24,783	4,533	1,056	5,589	30,373



## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

#### 2 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成19年(2007年)4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年(2016年)4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 18年～50年

その他 3年～20年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,529百万円(前事業年度末は1,551百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理（又は損益処理）

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理（又は損益処理）

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付きの融資に係る将来の負担に備えるため、支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

金利リスクヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。平成14年（2002年）2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

## 1 関係会社の株式総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
株式	18百万円	18百万円

## 2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	788百万円	805百万円
延滞債権額	6,283百万円	6,291百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年(1965年)政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 3 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	67百万円	397百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,074百万円	1,249百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	8,213百万円	8,744百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
4,011百万円	2,705百万円

- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	22,241百万円	27,419百万円
担保資産に対応する債務		
預金	294百万円	385百万円
コールマネー	13,500百万円	13,500百万円
借入金	百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	7,434百万円	7,849百万円
その他資産(現金)	4,000百万円	4,000百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
保証金	17百万円	16百万円

- 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	137,747百万円	142,507百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	134,400百万円	137,960百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3,023百万円	3,646百万円

(中間損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	688百万円	422百万円
償却債権取立益	26百万円	24百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	92百万円	182百万円
無形固定資産	50百万円	55百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	4百万円	116百万円
株式等売却損	348百万円	百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日現在)、当中間会計期間(2020年9月30日現在)ともに該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	18	18
関連会社株式		
合計	18	18

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

2020年11月10日開催の取締役会において、第95期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	135百万円
1株当たりの中間配当金	25円00銭

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

株式会社富山銀行  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 田 裕 志

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富山銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。



- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

株式会社富山銀行  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 田 裕 志

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富山銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社富山銀行の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析の手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。